

○二松学舎大学外国人留学生の授業料減免に関する取り扱い内規

(平成6年7月25日制定)

(授業料減免制度)

第1条 本学は、学部及び大学院の正規の課程に在学する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、経済的理由により修学に困難がある者に対し、授業料の減免を行う。

(申請受付)

第2条 授業料減免の申請受け付けは、毎年度秋学期開始時に行う。

2 前項に関わらず、秋学期入学の者に対する授業料減免の申請受け付けは、毎年度の春学期開始時に行う。

(提出書類)

第3条 授業料減免の申請を行う者は、次の書類を提出しなければならない。

- 一 私費外国人留学生授業料減免申請書(所定用紙)
- 二 外国人留学生基礎調査票(所定用紙)
- 三 住居賃貸借契約書(写し)
- 四 その他必要な書類

(選考)

第4条 申請者の選考は、研究科委員会又は教授会の議を経て学長が行う。

(選考基準)

第5条 選考に当たっては、出席状況、家計状況、学業成績、人物及び学習意欲等を総合的に判断するものとし、次に該当する者は対象者から除外する。

- (1) 留年した者(ただし、病気等やむを得ない事由により留年した者は除く。)
 - (2) 休学中の者
- 2 前項の選考基準のうち、出席状況、家計状況及び学業成績は次の基準を適用する。

(1) 出席状況

① 新生及び編入学生

: 当該年度の春学期入学者及び編入学生(以下、この内規において「春学期入学者等」という。)にあっては春学期の授業期間において、秋学期入学者にあっては秋学期の授業期間において、それぞれ履修登録した全科目のうち、欠席回数1/3以上の科目が4科目未満の者を対象とする。

② 2年次生以上

: 春学期入学者等にあっては前年度、秋学期入学者にあっては前年度秋学期から当該年度春学期のX評価(出席不良)科目が履修登録科目の50%未満、または4科目未満の者を対象とする。及び春学期入学者等にあっては当該年度の春学期、秋学期入学者にあっては当該年度の秋学期の授業期間において、履修登録した全科目のうち、欠席回数1/3以上の科目が、4科目未満の者を対象とする。

(2) 家計状況

① 仕送りの平均月額が9万円以下である者とする(入学金・授業料等学納金は含まない)。

② 在日している扶養者がいる場合は、その年収が500万円未満である者とする。

(3) 学業成績

春学期入学者等にあっては前年度、秋学期入学者にあっては前年度秋学期及び当該年度春学期、の成績評価係数(GPA)が、別表1に定める基準に適合する者を対象とする。GPAは本学の学則に定める算出方法による。

(授業料減免額)

第6条 授業料減免額は、次のとおりとする。

(1) 新生及び編入生

春学期入学者等にあっては当該年度、秋学期入学者にあっては当該年度秋学期及び翌年度春学期授業料の30%とする。

(2) 2年次生以上

春学期入学者等にあっては当該年度、秋学期入学者にあっては当該年度秋学期及び翌年度春学期の授業料に、前条の選考基準によって適用される別表1の減免率を用いて算出する。

(復学者の取り扱い)

第7条 1年次に復学した者、及び編入学した年度に休学し、翌年度に復学した者は新生の基準で選考する。2年次以上に復学した者は2年次以上の基準で選考する。ただし、学業成績については休学する直前の二学期分の学業成績を使用する。

(授業料減免の取り消し)

第8条 授業料減免対象者で、申請書類に重大な虚偽があった場合、または授業料減免実施後に当該年度の出席状況及び学業成績が著しく悪化した場合は、減免措置を取り消す場合がある。

(事務担当)

第9条 授業料減免に関する事務は、国際交流センター事務室が担当する。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、国際交流委員会及び大学運営会議の議を経て、学長の承認を得たのちに行う。

附 則

この内規は、平成6年度実施分から適用する。

附 則(平成9年7月8日)

この内規は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日)

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日)

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月1日)

この内規は、平成22年11月1日から施行する。

ただし、平成22年度については、従前の選考基準並びに減免率を適用する。

附 則(平成24年9月18日)

この内規は、平成24年9月18日から施行する。

附 則(平成25年3月26日)

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (2022年2月22日)

この内規は、2022年4月1日から施行する。

附 則 (2023年5月17日)

この内規は、2023年4月1日から適用する。

別表1 GPAに基づく減免率

(学部生用)

G P A	減免率 (%)
3.50~4.00	50%
2.50~3.49	40%
2.00~2.49	30%
1.99以下	無

小数点以下3桁を切り上げ

(大学院生用)

G P A	減免率 (%)
4.00	50%
3.50~3.99	40%
3.00~3.49	30%
2.99以下	無

小数点以下3桁を切り上げ